

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和5年厚生労働省告示第332号及び令和5年厚生労働省告示第333号をもって改正され、令和5年12月20日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

（1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（注射薬3品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

（2）（1）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 6 2 0	3, 6 5 8	2, 1 1 4	2 6	1 3, 4 1 8

- (3) 流通形態の変更に伴う規格単位の変更希望があった品目について、規格単位及びそれに伴う薬価の変更を行ったものであること。

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継等に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 9 品目、注射薬 11 品目及び外用薬 13 品目）について、揭示事項等告示の別表第 2 に収載することにより、令和 6 年 4 月 1 日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品（以下「使用医薬品」という。）から除外するものであること。

- (2) 医薬品医療機器等法の規定に基づき製造販売承認され、新たに使用医薬品への収載希望があった手技料に包括される医薬品（注射薬 2 品目）について、揭示事項等告示の別表第 3 に収載したものであること。

- (3) (1)により揭示事項等告示の別表第 2 に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	4 4 4	1 7 4	9 1	0	7 0 9

- (4) (2)により揭示事項等告示の別表第 3 に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	6	7	3 3	4 6

3 関係通知の一部改正について

「抗 IL-4 受容体 α サブユニット抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（平成 30 年 4 月 17 日付け保医発 0417 第 5 号）の記の（1）中「デュピクセント皮下注 300mg シリンジ及び同皮下注 300mg ペン」を「デュピクセント皮下注 300mg シリンジ、同皮下注 300mg ペン及び同皮下注 200mg シリンジ」に改める。

(参考 1)

薬価基準告示新規収載品目

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	注射薬	フェトロージャ点滴静注用 1 g	セフィデロロトシル酸塩硫酸塩水和物	1 g 1 瓶	20, 203
2	注射薬	レケンビ点滴静注200mg	レカネマブ（遺伝子組換え）	200mg 2 mL 1 瓶	45, 777
3	注射薬	レケンビ点滴静注500mg	レカネマブ（遺伝子組換え）	500mg 5 mL 1 瓶	114, 443

(参考 2)

揭示事項等告示新規収載品目

別表第2（令和6年3月31日まで）

No	薬価基準名			成分名	規格単位
1	内用薬	局	アロプリノール錠50mg「日新」	アロプリノール	50mg 1 錠
2	内用薬	局	塩酸プロピペリン錠20mg「SW」	プロピペリン塩酸塩	20mg 1 錠
3	内用薬	局	クエン酸「コザカイ・M」	クエン酸水和物	10 g
4	内用薬	局	セフジトレンピボキシル小児用細粒10%「OK」	セフジトレン ピボキシル	100mg 1 g
5	内用薬	局	セフジトレンピボキシル錠100mg「OK」	セフジトレン ピボキシル	100mg 1 錠
6	内用薬	局	乳糖「ホエイ」	乳糖水和物	10 g
7	内用薬	局	硫酸アトロピン「ホエイ」	アトロピン硫酸塩水和物	1 g
8	内用薬		硫酸ポリミキシンB錠25万単位「ファイザー」	ポリミキシンB硫酸塩	25万単位 1 錠
9	内用薬		硫酸ポリミキシンB錠100万単位「ファイザー」	ポリミキシンB硫酸塩	100万単位 1 錠
10	注射薬	局	1%塩酸メピバカイン注PB	メピバカイン塩酸塩	1% 5 mL 1 管
11	注射薬	局	1%塩酸メピバカイン注PB	メピバカイン塩酸塩	1% 10mL 1 管
12	注射薬	局	塩酸メピバカイン注シリンジ0.5%「NP」	メピバカイン塩酸塩	0.5% 10mL 1 筒
13	注射薬	居	塩酸メピバカイン注シリンジ1%「NP」	メピバカイン塩酸塩	1% 10mL 1 筒
14	注射薬	局	塩酸メピバカイン注シリンジ2%「NP」	メピバカイン塩酸塩	2% 10mL 1 筒
15	注射薬	局	2%塩酸メピバカイン注PB	メピバカイン塩酸塩	2% 5 mL 1 管
16	注射薬	局	2%塩酸メピバカイン注PB	メピバカイン塩酸塩	2% 10mL 1 管
17	注射薬		硫酸カナマイシン注射液1000mg「明治」	カナマイシン硫酸塩	1 g 1 管
18	注射薬	局	硫酸ストレプトマイシン注射用1g「明治」	ストレプトマイシン硫酸塩	1 g 1 瓶
19	注射薬	局	0.5%塩酸メピバカイン注PB	メピバカイン塩酸塩	0.5% 5 mL 1 管
20	注射薬	局	0.5%塩酸メピバカイン注PB	メピバカイン塩酸塩	0.5% 10mL 1 管
21	外用薬	局	50%塩化ベンザルコニウム液「ヤクハン」	ベンザルコニウム塩化物	10mL
22	外用薬		5%グルコン酸クロルヘキシジン液「東海」	クロルヘキシジングルコン酸塩	5% 10mL
23	外用薬	麻	フェンタニル1日用テープ0.84mg「明治」	フェンタニル	0.84mg 1 枚
24	外用薬	麻	フェンタニル1日用テープ1.7mg「明治」	フェンタニル	1.7mg 1 枚
25	外用薬	麻	フェンタニル1日用テープ3.4mg「明治」	フェンタニル	3.4mg 1 枚
26	外用薬	麻	フェンタニル1日用テープ5mg「明治」	フェンタニル	5 mg 1 枚
27	外用薬	麻	フェンタニル1日用テープ6.7mg「明治」	フェンタニル	6.7mg 1 枚
28	外用薬	麻	フェンタニル3日用テープ2.1mg「明治」	フェンタニル	2.1mg 1 枚
29	外用薬	麻	フェンタニル3日用テープ4.2mg「明治」	フェンタニル	4.2mg 1 枚
30	外用薬	麻	フェンタニル3日用テープ8.4mg「明治」	フェンタニル	8.4mg 1 枚
31	外用薬	麻	フェンタニル3日用テープ12.6mg「明治」	フェンタニル	12.6mg 1 枚
32	外用薬	麻	フェンタニル3日用テープ16.8mg「明治」	フェンタニル	16.8mg 1 枚
33	外用薬		0.5%グルコン酸クロルヘキシジン・エタノール液「東海」	クロルヘキシジングルコン酸塩	0.5% 10mL

(参考3)

揭示事項等告示新規収載品目

別表第3

No		薬価基準名	成分名	規格単位
1	注射薬	アミヴィッド静注	フロルベタビル	370MBq
2	注射薬	ビザミル静注	フルテメタモル	185MBq

(参考 4 : 新旧対照表)

◎「抗 IL-4 受容体 α サブユニット抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」(平成 30 年 4 月 17 日保医発 0417 第 5 号) の記の (1)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(1) <u>デュピクセント皮下注 300 mg シリンジ、同皮下注 300mg ペン及び同皮下注 200mg シリンジ</u> については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製剤の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。	(1) <u>デュピクセント皮下注 300 mg シリンジ及び同皮下注 300mg ペン</u> については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製剤の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。